

令和5年8月までに12歳になる方へ

令和5年5月8日から8月31日までの期間の新型コロナワクチン接種においては、5～11歳と12歳以上とでは、下記のとおり接種を受けることのできる対象者の考え方が異なります。

このため、**12歳の誕生日の前日以降（※）、接種を受けることができなくなる場合がありますので、ワクチン接種を希望される方はご注意ください。**

（※）予防接種法上は、誕生日の前日に1歳年をとると考えます。

**令和5年5月8日から8月31日までの接種対象者について**

○5～11歳の方については、オミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、3回目以降の接種として、すべての方がオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることができます。

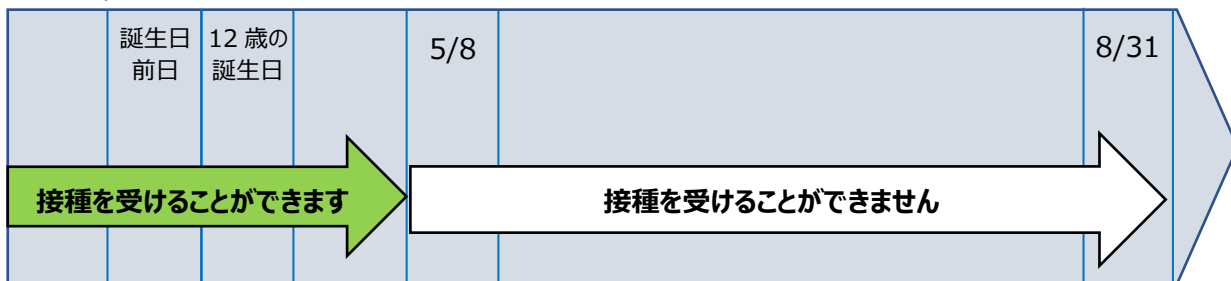
○12歳以上の方の3回目以降の接種は下記に該当する方のみが対象となります。

- ・65歳以上の高齢者の方
- ・基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方
- ・医療従事者、高齢者施設等の従事者等

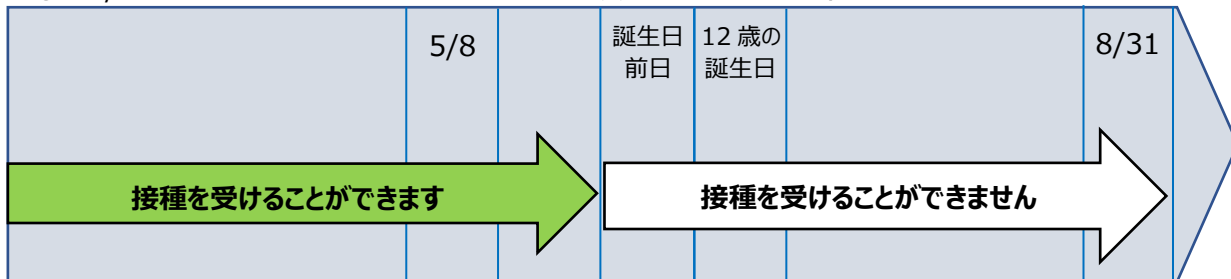
★前回接種から3か月以上経過していることが必要です。

なお、令和5年5月7日までは、12歳以上の方も、オミクロン株対応ワクチンを未接種であれば全ての方が接種を受けることができます。

例①（5/8以前に12歳の誕生日を迎え、かつ基礎疾患がない方の場合）※オミクロン株ワクチン未接種



例②（5/8以降に12歳の誕生日を迎え、かつ基礎疾患がない方の場合）※オミクロン株ワクチン未接種



例③（5/8以降に12歳の誕生日を迎え、かつ基礎疾患がある方の場合）※オミクロン株ワクチン未接種

